

第2章 学校教育の現状

1 学校教育を取り巻く社会情勢

- ・ 日本の人口は、平成22年国勢調査によると、平成17年から横ばいで推移していますが、平均寿命の延びが続く一方で、出生数（合計特殊出生率^{※3}）の低い水準が数年続いてきています。また、平成22年の人口のうち65歳以上の人口が23%とほぼ4人に1人が高齢者となっており、今後、高齢化、少子化がさらに進むことが見込まれます。
- ・ このような状況においては、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが懸念されています。社会の活力を維持・発展させていくためには、これまで以上に、次代を担う人材の育成に積極的に取り組む必要があります。
- ・ 都市化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域社会等のつながりや支え合いが希薄化しており、家庭や地域の教育力の低下や、個人が将来に対する明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されています。こうした中、子どもたちを健やかに育てていくため、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で幅広く教育力の向上を図っていくことが必要です。
- ・ 近年、ブロードバンドネットワーク^{※4}、モバイルネットワーク^{※5}が急速に普及するとともに、新たな通信機器等の活用が始まるなど、情報通信ネットワークの高度化が進んでいます。このため、必要な情報を適切に選択したり活用したりできる能力や情報モラル^{※6}を身に付けていくことが大切です。
- ・ グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、国境を越えて、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観の流動化が進んでいます。同時に、地球規模の環境問題、食糧・エネルギー問題なども深刻化しています。このような社会が急速な変化を遂げる中にあるには、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら自己実現を目指す人材の育成が重要です。

※3 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

※4 ブロードバンドネットワーク

高速度・大容量の情報伝送信号を用いた高速インターネット接続環境によるデータの送受信のこと。

※5 モバイルネットワーク

軽量化や無線通信機能の整備によって自由な場所で利用できる携帯電話等によるWeb閲覧やeメールの送受信のこと。

※6 情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピューターセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

- ・ 東日本大震災を契機として、「安全・安心の確保」が各分野で最重要課題となっており、教育施設の耐震化はもとより、自ら危険を予測し回避する能力や、大きな困難に直面しても諦めることなく自ら考え行動する力、人々の絆の重要性等に関わる教育の在り方について、多くの教訓が得られたところです。

2 国の教育政策の動向

- ・ 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法においては、「人格の完成」、「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承するとともに、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。
また、教育に関する基本として、「家庭教育」や「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」などについても新たに規定されました。
- ・ 平成 19 年 6 月には、教育基本法の改正を受けて、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部が改正されました。
学校教育法の改正では、学校教育の充実を図るため、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直しを行い、学校の組織運営体制の確立のため、副校長や主幹教諭等の新しい職を置くことができるとしています。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育における国や教育委員会の責任などを明確にしています。
教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教育職員の免許状に更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼性を確立する仕組みがつくられています。
- ・ 平成 20 年 3 月には、学習指導要領^{※7}が改訂され、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会での「生きる力」をより一層育むことを目指し、授業時数の増加、理数教育や言語活動の充実が明記されました。
小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から新しい教育課程による学校教育が展開されています。
- ・ 平成 20 年 7 月には、国において、教育基本法の理念を実現するため、教育

※7 学習指導要領

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等を大綱的に示している。

の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する、教育振興基本計画を策定しました。

- ・ その後の急速に進展するグローバル化や少子高齢化、高度情報化などの社会の変化に対応するため、第2期教育振興基本計画を平成25年6月に策定し、三つの理念、「自立」、「協働」、「創造」の実現に向けて、今後の教育行政の基本的方向性を「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」としています。

3 江別市の現状

- ・ 江別市の人口は、国勢調査によると平成17年の125,601人をピークに減少に転じ、平成22年には123,722人となっています。人口減少は、日本全体の大きな課題であり、江別市においても同様な状況となっています。
- ・ 江別市立の小・中学校の児童生徒数は、学校基本調査によると平成10年の13,069人をピークに、平成19年には、393人の減少（対前年比）が見られ、その後、毎年300人前後の減少が続いており、平成25年には9,441人となっています。
- ・ 各学校では、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を実践しており、平成13年度には地域一体型・学校の顔づくり事業、平成16年度には学校一斉公開、平成17年4月の新1年生からは小・中学校の学校選択制度の実施、平成22年度には学校関係者評価制度の導入など信頼される開かれた学校づくりを進めています。
- ・ 児童生徒の学力は、文部科学省の平成24年度全国学力・学習状況調査^{※8}の結果から、市内の小学校の平均正答率は全道平均を上回り、全国平均とほぼ同様で、中学校では全道平均・全国平均のいずれも上回っており、一定の成果が認められます。児童生徒の状況は、授業では私語がなく、学習規律が保たれ、落ち着いた状況で意欲的に授業に臨んでいます。家庭での学習時間が短いことや、「自分にはよいところがある」や「将来の夢や目標をもっている」など自己肯定感が全国より低い状況にあり、改善に向けた取組が必要となっています。

学校では、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導や複数の教員等による指導、習熟度別授業に取り組むとともに、学校全体で教職員の指導力向

※8 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況調査を把握分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的として、国が平成19年度から実施している調査。

上のための校内研修の充実に努めています。

- ・ 児童生徒の体力・運動能力は、文部科学省の平成24年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※9}の結果から、北海道の児童生徒の体力・運動能力が全国と比較すると低い状況であり、江別市の児童生徒においても同様の傾向にあると考えられ、体力の向上に向けた取組が必要となっています。
- ・ 特別支援教育^{※10}では、就学指導に係る子どもたちの人数は増加傾向にあります。特別支援学級^{※11}設置校は小学校10校、中学校5校（平成25年4月1日現在）であり、今後も子どもたち一人ひとりの教育ニーズや学校施設の状況を勘案して対応していく必要があります。
また、通常の学級に在籍している特別な支援を要する児童への対応も進めていく必要があります。
- ・ いじめの発生件数は横ばい傾向ではありますが、社会的にも大きな問題となっており、生徒指導や道徳の指導の充実、心のダイレクトメール^{※12}の実施など、引き続き「未然防止」・「早期発見・早期対応」に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 不登校の児童生徒数は、横ばい傾向にあります。子どもたちが元気に楽しく学校にいけることが大切です。今後も学校・家庭・関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー^{※13}による支援などにより、不登校の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

※9 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施。

※10 特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象障がいだけでなく、LD（学習障がい）等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

※11 特別支援学級

小学校・中学校などに置かれる教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。平成19年度の改正学校教育法の施行に伴い、従来の特殊学級の名称を変更。

※12 心のダイレクトメール

子どもたちが、「今いじめられている」と感じたら、家庭から、いつでも直接教育委員会へダイレクトメールを郵送し、心の声を届けることができる。「江別市からいじめをなくそう」という趣旨で平成18年度から実施。

※13 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。